

5 見直しにおける課題と今後のあり方について

市では、本委員会からの平成18年度・19年度の提言を踏まえ、個別補助金等についての見直しが着実に進められているとともに、「補助金制度に関する指針」と「補助金等交付規則」が制定され、一定の制度的な担保もなされたところです。

今後においてもこの指針や交付規則を遵守・徹底することは言うまでもないところですが、今回の補助金等の検証の過程において改めて把握された複数の個別補助金に共通する課題とその解決に向けての方向性について、指針で掲げられている補助金交付基準等の内容を踏まえながら以下のとおり整理します。

(1) 必要性

① 長期継続補助金の厳格な検証

創設から20年以上継続している補助金が144件中46件（31.9%）に及んでいます。

社会情勢や市民ニーズへの適合、市の基本的な政策方針への合致の点から、これほど長期の補助が果たして必要であるのかについて厳格な検証が求められます。

今回の個別検証においても長期で継続している補助金が多く見られましたが、少なくとも創設から20年以上が経過している補助金については、内容や規模にかかわらず、その支出の背景となる「市民のニーズ」「解決すべき課題」をすべて再検証して、補助金を支出することの意義、有効性等が引き続き存在していることを明確に説明する必要があります。

② 期限の設定の徹底

補助金制度に関する指針においては、補助金の交付期間は、原則として3年とすることを明示していますが、検証対象となった補助金36件のうち、明確に期限を設定しているものは、5件（13.8%）に過ぎませんでした。

本委員会からの提言を受けたにも関わらず、ほとんどの補助金において、期限の設定がなされていない状況であることから、期限を明確に設定した上で、期限到来時には改めてゼロベースで必要性を判断し、市民に補助金支出の効果を分かりやすく説明する必要があります。

(2) 補助の効果

① 有効性、効果の検証

今回の個別検証における顕著な課題のひとつとして、補助の成果や有効性を客観的な形で明示できる補助金が少数にとどまっていることが挙

げられます。

市民に直接提供するサービスにおいて成果が明確に示せない事業は、政策目的を達成する手法としての妥当性を欠くと言わざるを得ません。

指針において、補助金の定期的な評価の基礎的な枠組みは整備されていますが、より客観性が高くなるよう、達成状況の検証、分析の仕組み等を充実させていく必要があります。

② 少額補助金のあり方

補助金の総件数144件のうち、平成22年度の予算額が50万円未満のものが42件(29.2%)を占めています。

交付総額又は1件当たりの交付金額が少額な補助金については、政策目的を達成する上で、真に有効に機能しているのか、補助金交付の効果をより厳格に検証する必要があります。

1件当たりの補助金が少額であるため、補助の効果が充分にあがっているとは考え難いものであっても、補助金制度を維持・運営していくための事務処理のコストが必要となっていることを十分に考慮する必要があります。

交付先の自主性の尊重やより高い効果が見込める補助金への重点化といった観点からも、少額補助金の必要性を精査すべきです。

(3) 補助内容の妥当性

① 団体運営補助のあり方と事業補助化の更なる促進

補助金の交付先が特定の団体である補助金では、相当数が交付先の運営全般に対する支援を行う運営補助のままで存続しており、経費のすべてを市からの補助金に依存している団体も少なからず見受けられました。

指針においても事業費補助の原則が明記されているところであり、運営補助の場合、補助金の効果測定も困難となることから、支出の必要性と事業目的への明確な適合性を説明するためには、事業補助への転換をさらに進めていく必要があると考えます。

運営補助は、特定団体そのものを支援するものであり、補助金の内容や採否等によっては団体の存続に影響することから、市が政策を実施する手段として運営費補助を採用する場合には、事業費補助以上に慎重な評価と判断が求められます。

運営補助は、いったん交付が開始されると見直しや廃止が行われにくいため、補助金指針に定める原則3年の上限期間を明確に認識するとともに、補助の基準や内容、交付先の活動内容、成果を積極的に明らかにすることにより、市民の理解と納得を得なければなりません。

② 補助対象事業・経費の明確化と補助金額等の継続的な見直し

団体への運営補助においては、依然として定額補助（要綱上明記されておらず、毎年度の予算で定められる形が多く見られる。）となっているものが多数確認され、補助対象経費が定められていないものも見受けられました。

また、要綱等に対象経費は定められているものの、基準が網羅的又は曖昧であり、結果的に交付先が実施する事業のすべてが補助対象経費となっている例もあります。

補助対象事業・経費、補助金額の設定、見直しに当たっては、実態を絶えず把握することにより、政策目的に対し、補助対象事業や金額が適正かつ常に時代のニーズにあったものであるかを継続的にチェックし、慣行や前例踏襲により支給されることのないよう努めるとともに、他の関連事業も含めた施策全体への総合的な目配りも行い、市民から見て分かりやすく、公平な制度とすることが求められます。

また、補助金として予算計上しているもののうち、本来の性質や補助金創設の経緯、活動の実態等から、報償費（謝礼）、委託料として支出すべきものではないかといった当該事業に対する行政としての経費負担のあり方、手法等についても改めて精査すべきです。

（４）その他

① 総合的な補助の枠組みの検討

行政の縦割り体制（所管部署ごとの枠組み）の中で交付されている補助金の中には、地域の市民活動・生活の視点からみると、同様な目的に対して複数の所管からの補助金が交付されていると考えられるものも見られました。

補助金の効率化、より効果的な制度のあり方等を考慮すると、総合的、統合的な補助金の枠組みを検討する必要があります。

特に政策目的が必ずしも単一とは言えず、複合的な目的を有すると考えられる補助金にあつては、統合化、一般補助金化を図ることにより、交付先の柔軟で効率的な事業実施を促すとともに、補助金規模の適正化につなげるような改善の手法についても検討されるべきです。

また、公平性の観点から、市から複数の補助金交付を受けている団体等については、個別ではなく全体として捉えて評価する必要があります。その上で、当該団体への支援が社会通念に照らして過度ではないか、また結果として補助金を受けていない団体等との間に不公平が生じていないかを確認する必要があります。

② 公募型補助金の導入対象の拡大

今回の個別補助金等の検証結果においては、毎年度継続的に支出されている研修参加費への複数の補助に関し、事業の成果や実績がどのよう

にまちづくりに還元されているかが判然とせず、定例的に補助金が支出されていると見受けられたことから、公募型の補助制度の導入を提言したところです。

この他にも、既存の団体に特化された補助金が数多く存在し、幅広く展開されている他の市民活動との均衡を欠いている印象も受けることから、補助金指針においても交付機会の均等化や透明性の確保が強調されていることを踏まえ、市民の自由な発想を活かした補助制度の充実と、補助事業の成果を広く市民が共有できる仕組みづくりに向けて積極的に取組を進めるべきです。

もっとも、平成19年度から非営利団体の公益的な活動を対象としたまちづくり活動支援事業補助金が運営されており、これを発展させた市民が選択する市民活動団体支援制度（1%支援制度）の枠組みの検討も進められていることから、その検討過程を十分に踏まえた上で、公益的な市民活動を広く対象とした補助制度のあり方を判断する必要があります。

③ 補助の経緯など基本情報の適切な管理

創設から20年以上経過した補助金が31.9%を占めることも影響しているものと考えられますが、補助制度を創設するに至った背景、補助金額や補助対象の見直しの経緯などが適切に承継されていない補助金が散見され、政策目的の効果的な達成や的確な改善案の立案等において支障が生じている状況も見受けられました。

今回の個別検証における担当部署への書面照会、ヒアリングにおいても、補助の成り立ちや背景、改善の根拠等について明確でないものが散見されたところであり、所管部署の変更や担当者の交代等により、政策目的との齟齬や現状との乖離が生じないよう補助金の基本情報について、適切な引継、管理を行うことはもとより、市民に対して明確に説明できるよう充分配慮されることを望みます。

④ 情報公開の更なる徹底

補助金は、その財源が市税であることを踏まえ、公平性・透明性・公益性の確保の観点から、市民に対して、補助金支出の成果や効果、補助対象事業の実績などが積極的に公開されるべきです。

本委員会による見直しの過程において活用した補助金等検証シートや評価、指摘事項についても広く周知を図ることにより、補助を受ける団体等の自律的な取組を促し、活動や事業の成果を高めていく必要があります。

⑤ これまでの本委員会からの提言への対応

先に述べたとおり、これまでの本委員会からの指摘を受け、補助金額

の縮減や補助対象事業、積算根拠の明確化、統一的な支出手続の厳格化等において、予算編成等の作業を通じた一定の改善は進められ、全般的に本委員会への提言に真摯に対応されているところもあります。

しかし、平成18年度の補助金に関する提言、平成21年度の外郭団体の見直しに関する提言等において、再三改善を求めているにもかかわらず、具体的な検討に着手していないなど、これまでの提言が十分に生かされていない事例も見受けられることから、今回の個別検証に基づく提言事項を含め、行政改革推進本部の主導により、着実に見直しを進められるべきです。